

4. 役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全日本ゴルフ練習場連盟（以下「この法人」という。）定款第27条の規定に基づき、この法人の役員等の報酬及び費用に関し、法令に定めるもののほか必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 この法人の役員は、無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

2 この規程の施行に伴い、平成17年9月6日制定の役員報酬規程は廃止される。

附則 この規定は、令和2年12月16日より改正する。